開所時間減算に関する告示等

＜報酬告示＞

別表　第一の１

注４　指定通所基準第37条に規定する運営規程に定める営業時間が、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合には、所定単位数に別に厚生労働大臣が定める割合を所定単位数に乗じて得た額を算定する。（医療型、放課後デイ（授業終了後に行うものを除く。）も同様。以下同じ。）

＜厚生労働大臣が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合＞

|  |  |
| --- | --- |
| 厚生労働大臣が定める営業時間の時間数の基準 | 厚生労働大臣が定める所定単位数に乗ずる割合 |
| 指定児童発達支援事業所等の営業時間の時間数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合  (1)指定児童発達支援事業所の場合にあっては指定通所基準第三十七条に規定する運営規程に定められている営業時間が四時間以上六時間未満であること。  (2)基準該当児童発達支援事業所の場合にあっては指定通所基準第五十四条の五において準用する指定通所基準第三十七条に規定する運営規程に定められている営業時間が四時間以上六時間未満であること。 | １００分の８５ |
| 指定児童発達支援事業所等の営業時間の時間数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合  (1)指定児童発達支援事業所の場合にあっては指定通所基準第三十七条に規定する運営規程に定められている営業時間が四時間未満であること。  (2)基準該当児童発達支援事業所の場合にあっては指定通所基準第五十四条の五において準用する指定通所基準第三十七条に規定する運営規程に定められている営業時間が四時間未満であること。 | １００分の７０ |

＜報酬告示留意事項通知＞

２　障害児通所給付費　（１）児童発達支援給付費

①（六）営業時間が６時間未満に該当する場合の所定単位数の算定について

運営規程に定める営業時間が６時間未満である場合は、減算することとしているところであるが、以下のとおり取り扱うこととする。

ア　ここでいう「営業時間」には、送迎のみを実施する時間は含まれないものであること。

イ　個々の障害児の実利用時間は問わないものであり、例えば、６時間以上開所しているが、障害児の事情等によりサービス提供時間が６時間未満となった場合は、減算の対象とならないこと。また、５時間開所しているが、利用者の事情等によりサービス提供時間が４時間未満となった場合は、４時間以上６時間未満の場合の割合を乗ずること。

ウ　算定される単位数は４時間未満の場合は所定単位数の１００分の７０とし、４時間以上６時間未満の場合には所定単位数の１００分の８５とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数ではないことに留意すること。

＜平成２７年度報酬改定Ｑ＆Ａ（H27.3.31版）＞

問７１　開所時間減算①

Ｑ　開所時間減算の対象となる「６時間」はどのように判断するのか。

Ａ　運営規程に定める営業時間が６時間未満の場合に減算の対象となる。運営規程に定める営業時間とは、事業所に職員を配置し、児童を受け入れる体制を整えている時間であって、送迎のみを行っている時間は含まれないものであり、営業時間が６時間以上であれば、結果としてすべての児童の利用時間が６時間未満であっても減算の対象とはならない。

　（例）

・児童発達支援の営業時間を午前（９時～12 時）、午後（13 時～16 時）とクラス分けしている場合

→営業時間を①９時～12 時、②13 時～16 時のように分けている場合であっても、営業時間は６時間であり、減算の対象とならない。

・平日に児童発達支援と放課後等デイサービスの多機能型事業所において、児童発達支援の営業時間を午前（９時～12 時）、放課後等デイサービスの営業時間を午後（13 時～16 時）としている場合

→多機能型の特例による場合には、営業時間も合算して判断するため、減算の対象とならない。多機能型の特例によらない場合には、児童発達支援は営業時間が４時間未満のため減算の対象となるが、放課後等デイサービスについては、減算の対象とならない。

なお、「児童を受け入れる体制」とは、原則として受入可能な児童の数に応じた人員配置基準を満たすことをいうものであるが、サービス提供時間を確保するために合理的な方法によって行う送迎の際に、直接処遇職員が添乗することにより、当該時間帯の前後に勤務していない直接処遇職員を新たに配置しない限り、人員配置基準を満たさないものの、少なくとも直接処遇職員が１人以上は事業所に配置されている場合は、「児童を受け入れる体制」として差し支えない。

また、重症心身障害児の送迎を行う場合で、今回新たに拡充された送迎加算を算定する場合にあっては、加算により添乗する職員１人分を評価していることから、当該職員が送迎の際に添乗することにより人員配置基準を満たさない場合は、上記例外的取扱いには当たらないものであるが、送迎のみを行う時間帯については基本報酬で評価していないことから、算定して差し支えない。（完全に営業時間内に行われる送迎については、送迎加算は算定できない。）

（平成24 年度障害福祉サービス等報酬改定に関するＱ＆Ａ（平24.8.31）問105 の一部改正）

問７２　開所時間減算②

Ｑ　開所時間減算の対象には、加算は含まれるのか。

Ａ　減算は、基本報酬についてのみ行われる。

ただし、児童指導員等配置加算を算定している場合には、基本報酬に当該加算を合算した単位数について行う。

（平成24 年度障害福祉サービス等報酬改定に関するＱ＆Ａ（平24.8.31）問106 の一部改正）

＜平成２４年度報酬改定Ｑ＆Ａ＞

問１０７　開所時間加算

Ｑ　放課後等デイサービスは開所時間減算の対象となるのか。

Ａ　放課後等デイサービスのうち、「授業終了後」に行う場合は開所時間減算の対象としないが、「休業日」に行う場合は開所時間減算の対象となる。